

砂利採取認可申請書 必要添付書類一覧

番号	書類・図面名	認可規則第3条	正本	副1	副2
1	砂利採取業者登録証（写し）	5号	○	○	
2	位置図（1/50,000）	1号	○	○	○
3	周辺状況図（1/2,500～1/5,000）	2号	○	○	○
4	搬出経路図	10号	○	○	○
5	埋戻土砂搬入経路図	9号	○	○	○
6	公図（写し）	11号	○	○	
7	採取場土地調書	11号	○	○	
8	土地登記簿謄本	11号	○	○	
9	採取契約書（写し）	7号	○	○	
10	抵当権者の同意書（写し）	11号	○	○	
11	私道（進入路）通行同意書（写し）	11号	○	○	
12	隣接土地所有者調書	11号	○	○	
13	隣接土地所有者の同意書（写し）	11号	○	○	
14	地元協定書等（写し）	11号	○	○	
15	鉱業権者との協議書（写し）	11号	○	○	
16	埋戻用土砂確保書面（写し）	9号	○	○	
17	平面図（1/500～1/100）	3号	○	○	
18	縦断面図	4号	○	○	
19	横断面図	4号	○	○	
20	災害防止施設詳細書	11号	○	○	
21	採取場面積計算書（図）	11号	○	○	
22	採取区域面積計算書（図）	11号	○	○	
23	採取量計算書	11号	○	○	
24	埋戻土量計算書	11号	○	○	
25	水洗・破碎・選別系統図	11号	○	○	
26	取水施設関係書面	11号	○	○	
27	汚濁水処理施設図面	11号	○	○	
28	廃土堆積場設計図面	11号	○	○	
29	採取終了措置計画図	11号	○	○	
30	全体計画図	11号	○	○	
31	現状写真	11号	○	○	
32	他の行政庁の許認可関係書面（写し）	8号	○	○	

添付書類作成上の注意事項（注：番号は「5 添付書類一覧」の番号を示す。）

## 2 位置図

縮尺 1/50,000 の地図に砂利採取場（洗浄場）の位置を朱書きで表示する。

## 3 周辺状況図

- (1) 縮尺は 1/2,500～1/5,000 程度とする。縮尺、方位を記入する。
- (2) 採取場の境界線を表示する。（黄色）
- (3) 申請期間内の採取区域（赤色）、表土又は廃土の堆積場（茶色）を表示する。
- (4) 採取場の周辺 300m（採取場の外縁から）の範囲内に存在する河川、道路、その他の公共用施設（鉄道、公園、学校、病院等）、人家、農業用施設等を記載し、その名称を記入する。
- (5) 採取場の中心から 100m、200m、300mの同心円を記入する。
- (6) 凡例をつける。

## 4 搬出経路図

- (1) 砂利採取場からの砂利搬出経路を国道又は県道まで記入する。（茶色）
- (2) 国道、県道、市町村道等の路線名を記入する。
- (3) 原則として「3 周辺状況図」と兼ねること。
- (4) 国道又は県道までの距離が長くて「3 周辺状況図」に書けない場合は「2 位置図」に記入すること。

## 5 埋戻土砂搬入経路図

- (1) 埋戻用土砂の所在地から採取場に至るまでの経路を記入する。（茶色）
- (2) 道路の路線名を記入する。
- (3) 原則として「3 周辺状況図」と兼ねること。「3 周辺状況図」に収まりきれない場合は「2 位置図」に記入すること。

## 6 公図（写し）

- (1) 採取場、隣接地、進入路（私道）の土地の公図の写し。
- (2) 採取場及び境界線を表示する。（黄色）
- (3) 地番ごとに地目を記入する。
- (4) 国有財産を表示する。（里道＝赤、水路＝青）

7 採取場土地調書

砂利採取場について、次の様式による調書を作成する。

地番	地目	面積	土地所有者		備考 (抵当権者・使用者等)
			住所	氏名	

8 登記簿謄本

- (1) 砂利採取場全体の地番の登記簿謄本を添付する。
- (2) 申請書正本には謄本、申請書副本にはコピーを添付する。

9 砂利採取契約書（写し）

- (1) 他人の土地で採取を行う場合に砂利採取契約書の写しを添付する。
- (2) 契約書には、土地の表示、契約者、契約期間、契約日を記載する。
- (3) 共有地の場合は共有者全員との契約（委任状等）であること。
- (4) 契約者が土地登記簿の所有者と違う場合は、契約者が正当な権利者であることを示す書面を添付する。

10 抵当権者等の同意書（写し）

申請者に抵当権等（地上権等の物権又は物権化した債権）が設定してある場合は、抵当権者等の同意書の写しを添付する。

11 私道（進入路）通行同意書（写し）

公道から採取場まで私道を通行する場合は、通行契約書又は通行同意書の写しを添付する。

12 隣接土地所有者調書

砂利採取場に隣接する土地の所有者又は使用者について、次の様式による調書を作成する。

隣接土地所有者調書				
隣接地番	地目	土地所有者又は使用者		備考
		住所	氏名	

(注) 隣接地に家屋、井戸等工作物があれば備考欄に記入すること。

13 隣接土地所有者の同意書（写し）

砂利採取場に隣接する土地の所有者及び使用者（家屋の場合は居住者）について、砂利採取に係る同意書の写しを添付する。

ただし、正当な理由があつて同意書が提出できない場合は、その理由と事故があつた場合における責任を明確にした誓約書をもって同意書に替えることができるものとする。

14 地元協定書等（写し）

採取、運搬等について、地元自治会、漁業権者等と協定、覚書を締結している場合はその写しを添付する。

15 鉱業権者との協議書（写し）

採取場が鉱業法に定める鉱区と重複する場合、その鉱業権者との協議書等の写しを添付する。

16 埋戻用土砂確保書面

(1) 自己の土地で確保している時は、所有権を証する書面、及び採取可能土量を記載した書面を添付する。

なお、この場合、採石法の適用を受けることがあるので注意すること。

(2) 他から購入する場合は、購入契約書又は同意書の写しを添付する。数量を必ず記入すること。

(3) その他の場合、確保の方法を具体的に記載すること。

17 平面図

(1) 縮尺は1/100～1/500とする。

(2) 縮尺、方法、凡例を記載する。

(3) 平面の範囲は採取場周辺30m以上とし、現況地盤を正確に記入する。

等高線（1m～2m間隔）、地盤高、家屋（所有者の名前まで）、地目の記号等を記入する。

(4) 採取場及び隣接地の地番を区分し、地番を記入する。

境界・地番を記入することが困難な場合は別に平面図と同縮尺の分限図を添付してもよい。

(5) 採取場の境界線（黄色）、採取区域の境界線（赤色）を記入する。

(6) 計画は、掘削法面、切取法面、運搬道、表土・廃土堆積場、法定認可標識、周囲外柵、出入口、沈殿池、その他災害防止施設を記入する。

- (7) 測点を記入する。
- (8) 境界杭の位置及び番号を記入する。
- (9) 変更申請は変更前を青、変更後を赤で表示する。

#### 18 縦断面図

- (1) 縮尺を記入する。
- (2) レベル（海拔）、現況地盤線、境界、保安区域等を記入する。
- (3) 採取部分を赤色で着色する。
- (4) 埋戻線はその旨表示する。（「29 採取終了措置計画図」を兼ねた場合）
- (5) 変更申請は変更前を青、変更後を赤で表示する。

#### 19 横断面図

「18 縦断面図」に同じ。

#### 20 災害防止施設詳細図

沈殿池等を 1/50～1/100 の詳細図で表す。

#### 21 採取場面積計画書（図）

原則として座標法及び三斜法による。他の方法による場合は、求積の方法及び根拠を記載すること。

#### 22 採取区域面積計算書（図）

実際に掘削をする区域の面積。原則として座標法及び三斜法による。他の方法による場合は、求積の方法及び根拠を記載すること。

#### 23 採取量計算書

申請期間内の砂利採取量の計算書を添付する。

#### 24 埋戻土量計算書

埋戻必要土量の計算書を添付する。

#### 25 破碎・選別・洗浄系統図

破碎、選別、洗浄の系統を図示したものを添付する。

#### 26 取水施設関係書面

- (1) 取水が河川（水路を含む。）である場合は、当該河川の水利権者、漁業権者の同意

書の写しを添付する。

- (2) 取水源に隣接若しくは近接して水利施設がある場合には、当該施設管理者の同意書の写しを添付する。
- (3) 取水源及び取水施設並びに付近の状況がわかる図面を添付する。

#### 27 汚濁水処理施設図面

- (1) 汚濁水処理施設の規模・構造等について図示した図面であること。
- (2) 処理済み汚濁水の放流口における計画水質（PH、SS等）を記入する。
- (3) 放流口付近の水利権者、漁業権者の同意書の写しを添付する。

#### 28 廃土堆積場設計図面

- (1) 廃土石の堆積場の設計書及び図面を作成すること。（一時堆積を含む。）
- (2) 堆積場の容量計算及び土留施設の規模・構造について記入する。

#### 29 採取終了措置計画図

- (1) 採取終了後の措置計画図は、平面図、縦・横断面図及び災害防止施設等の詳細図を添付する。
- (2) 図面が複雑にならない場合は採取図面と兼ねてもよい。

#### 30 全体計画図

- (1) 採取計画が1年を超える場合は、年次計画を作成し、計画地全体の平面図に年次計画を記入する。
- (2) 継続申請をする場合は、採取済区域（黒色の枠）、採取後措置済区域（埋戻、法面仕上等）（緑色）、今回申請区域（赤色）、次回以降区域（黄色、その他の色）に分けて表示する。

#### 31 現況写真

全景写真に採取区域を赤色で表示する。（ポラロイドは不可）

#### 32 他の行政庁の許・認可関係書面（写し）

- (1) 既に許・認可を受けている場合は許・認可証の写し。
- (2) 土地関係諸法令の開発規制一覧参照。